
高砂市

学童保育事業案内書

夏休み期間利用

高砂市では、仕事で忙しい保護者のために、全校区にある小学校や公共施設に学童保育所を設置し、放課後の子どもたちを預かります。

子どもたちは、指導員や年齢の異なった友達と一緒に宿題をしたり、遊んだりしながら楽しく放課後を送ります。

公共施設にある学童保育所は、高砂市が設置し、NPO 法人高砂キッズ・スペースに運営を委託しています。

NPO 法人高砂キッズ・スペースは、昭和 58 年に保護者の手によって作られた学童保育所をベースに、平成 18 年に法人化した団体で、「保護者の労働権の保障や学童期の子ども達の遊び・生活の保障」をモットーに、家庭的な暖かさをもった安心安全な学童保育所を目指します。

また、子どもたちは、様々な体験活動やまちづくりイベントに参加して、自分の夢や魅力あるまちを見つけます。

高砂キッズ・スペースは、地域子ども達が自由に自分たちの遊びや生活を主張できる環境づくりに寄与するために、様々な団体とコラボしています。

高砂市の学童保育所は、子どもたちの放課後を楽しく充実させる場所です。

本事業は、高砂市の委託を受けて実施しております。



高砂市学童保育所についての概要

高砂キッズ・スペースとは・・・

昭和58年に学童保育所を作り、運営してきた高砂市学童保育連絡協議会を前身とした特定非営利活動法人です。

住所：高砂市松陽1丁目5-20 ノノムラビル3F

電話番号：079-446-3635 FAX：079-441-8019

【1】対象児童

高砂市内の小学校に在籍する1～6年生の児童で、夏休み中の保育が必要な児童

【2】開所時間

8時から18時

※ 安全上 児童だけで登所はさせないでください。

早朝（7時30分～）延長（18時～19時）については希望がある場合は保育を行います。

【3】休所日

日曜日・祝日、夏期休業日（8月13日～8月15日）

【4】入所申請受付期間

受付期間：6月1日～6月20日

時間：12時～18時

受付場所：各学童保育所

入所審査結果：締切り後の6月末から7月初め頃までに書面にて通知します。

【5】対象児童

高砂市内の小学校に在籍する小学生で、保護者の就労などのため夏休み期間中の保育が必要な児童

【6】支援員

専任2名（利用人数によって基準を定めています。児童の状況によって配慮が必要と思われる場合支援員の加配をおこないます。）

【7】施設 最終ページ参照

通常保育とは異なり、校区は関係ありません。ご希望の学童をお選びください。

※締め切り時の各学童の人数により募集学童に変動が生じるため、希望学童を配慮の上市内いずれかの学童保育所にて受け入れを行います。

【8】費用

短期利用のため先払いとさせていただきます。前日までに入金確認できない場合は利用できません。

内容	金額
保育料	18,500円
保育材料費	4,400円
スポーツ安全保険※	400円
合計 23,300円	

※スポーツ保険料については高砂市より半額補助を受けての金額です

早朝保育利用料	2,000円	実際に利用になった場合のみ翌月引落し (利用日数に関係なく一律料金です)
延長保育利用料	2,000円	

重 要 保育料の引き落としについて

ご利用総合計金額をご指定の口座より **7月20日に振替**させていただきますので、
振り替えられるよう前日までにご入金願います。(20日休日の場合は翌営業日の振替になります)

☆ 保育料等は「但陽信用金庫の口座引落し」になっております。

※口座がない等で振込希望の方は、必ず事務局までご連絡の上20日までに下記へお振込み下さい

先払い制となっております。

前日までに入金確認できない場合は利用できませんのでご注意ください。

金融機関：但陽信用金庫 支店： 027 タカサゴニシ
普通： 0203181 トクヒ) タカサゴキッズスペース

【9】入所時に必要な書類について

	必要書類	備考
①	学童保育所入所申込書（表） 学童保育所入所確認書（裏） イエロー	1人につき1枚必要です。提出のない場合は入所申込を受付できません。
②	就労証明書 （勤務証明書・状況確認書・申立書）	父・母1枚ずつ必要です。 ※利用の申請理由によっては下表の書類の添付が必要です
③	児童名簿（表）	裏面もご記入ください
④	児童の健康状況について（裏） クリーム	1人につき1枚ご記入ください
⑤	但陽信用金庫口座振替依頼書	振込希望の方はお申し出ください
⑥	警報時保育利用申請書（希望調査票）	利用人数を把握するためのものです。
⑦	延長保育利用申請書（希望調査票）	ご利用予定のある方は提出してください。

①	療育手帳または医療機関が発行する資料の写し	健康状況（クリーム色用紙の裏面）発達についての7・8で「はい」と回答された方は添付ください。
② 保護者の状況とそれに対する必要書類	申請理由	内 容
	出産の前後	「母子健康手帳」の出産予定日を記入する欄の写し、もしくは「出生証明書」の写し、もしくは医療機関が発行する「証明書」
	疾病・負傷等	医療機関が発行する「証明書」または常時介護する必要があることがわかる資料
	その他	上記以外に児童が学童保育所を利用することが必要であると認められる資料

重 要

申込書/確認書と併せて②就労証明書の提出が必須となっております。

未提出の場合は利用できませんので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

※就労証明書が期日に間に合わない場合は先に直近の給与明細（社名、勤務時間等がわかるもの）の写しをご提出ください。

【10】 ⑦早朝保育及び延長保育について

希望者がある場合に限り 7時30分からの保育を行います。

○料金・・・2,000円

学童保育所の運営は18時までです。延長保育利用申請書（希望調査）を提出された児童数をもとに 19時まで保育を行います。しかし、ご希望のお子さまがいない場合、18時閉所とさせていただきます。

申請書（希望調査）を提出の上、実際にご利用になった場合のみ、ご請求させていただきます。

希望申請書が未提出の方でも、やむをえない理由により利用したい場合はご利用可能です。

○料金・・・¥2,000

早朝・延長共に利用日数に関係なく一律料金となりますのでご了承ください。

[9月10日（休日の場合は翌営業日）に、ご指定の口座より振替させていただきます]

【11】 お弁当について

お弁当等を持参してください。

温めおよび、カップ麺は熱湯を使用するためできません。

（保冷剤などを利用して食中毒対策をお願い致します。）

※学童によっては、行事として「お弁当注文の日」など、実費でお弁当の発注を行う日があります。

学童に確認してください。

【12】 保険について

高砂市学童保育所では、保育中の保育室や運動場でケガをしたときのために、賠償責任保険を含む「スポーツ安全保証協会」の保険に高砂市より半額補助を受けて加入します。学校のような医療費の実費ではなく、1日当たりの定額保険金が支払われるものになります。（普段通りこども医療を使って診療を受けてください。）保証は保険範囲内になりますことをご了承ください。

【13】 父母会行事について

学童保育所では通常利用の保護者で父母の会を運営されています。

短期利用の場合は父母会への入会はありませんが、学童の行事の中で父母会が主になって行うものがある場合があります。各学童でお尋ねください。

【14】 警報発令時の学童開所規約

警報発令時も学童は開所します。

☆警報発令時は登所・下所の際に危険を伴います。できるだけ自宅待機をお願いします。

■ 警報発令時の開所時の注意事項

- 警報時、児童を預ける父母は、必ず連絡先を明確にしておいて下さい。
 - ※ 天候がさらに悪化する場合は、学童保育所より緊急連絡先へ連絡を入れさせてもらうことがあります。その際にお迎えの時間・お迎えの保護者を確認させていただきますので必ず連絡の取れる状態にしておいて下さい。
- 万一、電話対応が不可の場合は、折り返し必ず連絡をお願いします。
- 学童は警報発令時に安全の確定はできません。
- 送迎の際にも、危険が伴います。
- なお、支援員が危険と判断した場合は、保育時間内であっても早急にお迎えをお願いすることがあります。その点に関してはご了承下さい。

警報発令時、学童に登所させるのか自宅待機とするかの判断は各家庭で行ってください。
万一の場合、学童で加入する保険の範囲での対応しか行えないことをご了承ください。
また、学童において災害にみまわれても、小学校に対して責任は問わないものとします。



【15】

減免申請について（見本内フローチャートをご確認の上、該当する方はご提出ください）

■ 減免の種類

- ①生活保護世帯・・・保育料全額免除
- ②単身非課税世帯（母子父子家庭で市民税非課税世帯）
・・・保育料全額免除
- ③非課税世帯（両親そろっていてかつ、非課税世帯）
・・・通常の保育料の半額を自己負担 円9,250-

■ 申請方法

- 1. 申請対象児童 高砂市内の学童保育所に通う小学1～6年生
- 2. 必要書類 いずれも必ず原本を提出してください。（1世帯につき1通で構いません）

	①生活保護世帯	②母子父子家庭世帯	③市民税非課税世帯
	全額補助		半額補助
申請書(申請用紙)	○	○	○
住民票 ※1	○	○	○
課税証明書（所得証明）※2		○	○
戸籍謄本（親権等の記載のあるもの）		○	
児童扶養手当通知書のコピー		○	
生活保護受給証明書	○		

※1 住民票・・・必ず世帯全員が記載されているもので、本籍地・続柄が記載されたものを用意して下さい

※2 世帯内の就労されている方（アルバイト含む18歳以上）全員分のものを用意してください。但し
1人でも市民税課税対象者であると減免は受けられません。

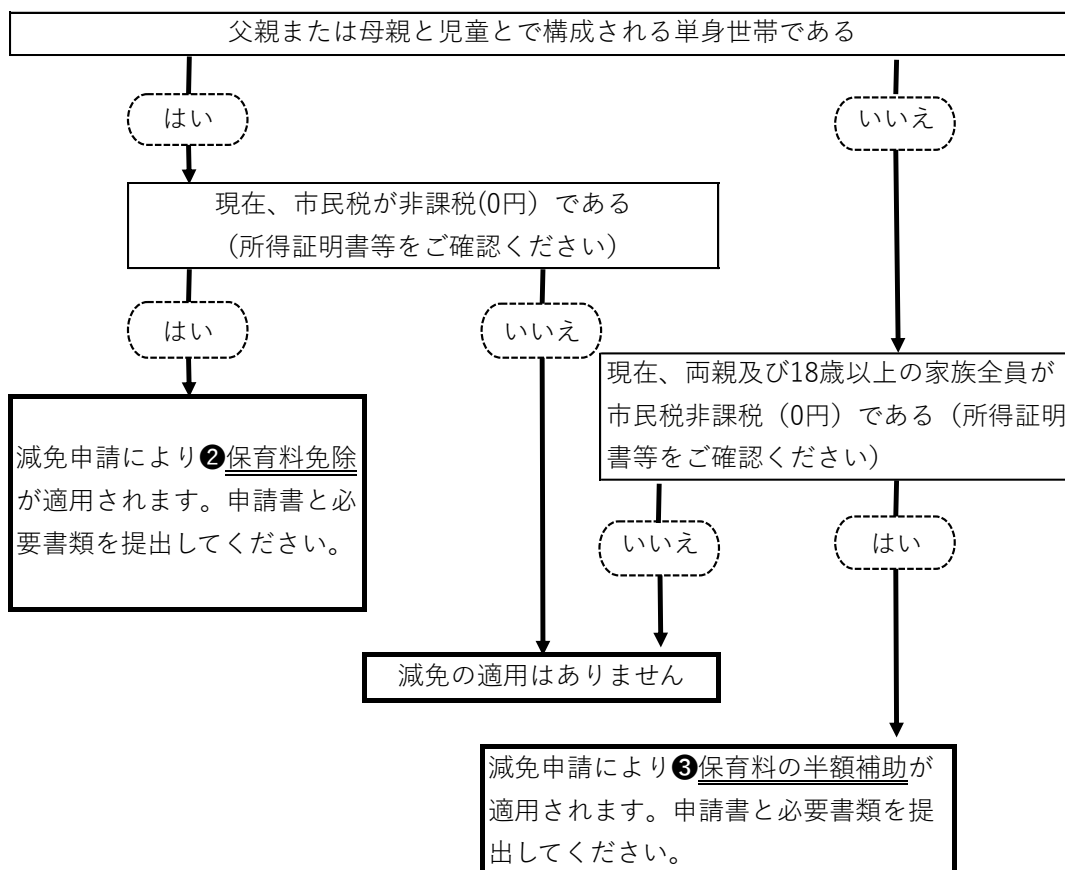
★減免が間に合わない可能性がありますので出来るだけ申込と同時に申請してください。

*保育料に対する減免です。保育材料費は通常通りです。

高砂市学童保育所利用料金の減額についてのフローチャート

特定非営利活動法人高砂キッズ・スペース

高砂市学童保育所利用料の減免を受けられるかどうか、ご自身であてはめてみてください



生活保護を受給されている方は申請により①保育料免除が適用されますので、申請書と必要書類を提出ください

減免が適用されるのは保育料のみです。保育材料費に減免はありませんのでご承知おきください。

施設

○学童保育室専用室（小学校・幼稚園の空き教室など）

学校区	名称	住所	電話番号
高砂	まつぼっくり	〒676-0056 高砂市高砂町大工町 810-1 高砂小学校内	(079) 443-6427
荒井	こうのとり	〒676-0017 高砂市荒井町東本町 10-1 荒井小学校内	(079) 443-6428
伊保	とらいあぐる	〒676-0071 高砂市伊保東 1丁目 18-1 伊保小学校内	(079) 447-9190
伊保南	あおぞら	〒676-0074 高砂市梅井 2丁目 4-1 伊保南小学校内	(079) 447-9191
中筋	かぶとむし	〒676-0812 高砂市中筋 1丁目 2-1 中筋小学校内	(079) 447-8559
曾根	たけとんぼ	〒676-0082 高砂市曾根町 2500 曾根小学校内	(079) 447-6538
米田	ひまわり	〒676-0805 高砂市米田町米田 451 米田小学校内	(079) 432-3480
	よねだ		
米田西	てんとうむし	〒676-0807 高砂市米田町島 254-7 北部子育て支援センター内 2F	(079) 432-5519
阿弥陀	おたまじゃくし	〒676-0827 高砂市阿弥陀町阿弥陀 1101 専用保育室	(079) 447-6539
北浜	なかよし	〒671-0122 高砂市北浜町北脇 32-7 旧・北浜幼稚園内	(079) 254-4501

安全で楽しい保育所利用のためには、保護者と支援員の協力が不可欠です。

保護者の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

高砂キッズ・スペース

高砂キッズ・スペースのロゴマークは一般公募の中より採用させていただいたものです。

<ロゴマーク製作意図>

世の中にある「色」は「赤、黄、青」の3つの色ですべて作ることができます。

子どもたちにも様々なカラー（色=性格）があり、「高砂キッズ・スペース」では、どんな子でも楽しく安心して放課後が過ごせる場を提供してほしいという願いが込められています。

特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペース

事務所：〒676-0077

高砂市松陽1丁目5番20号 ノノムラビル3F

電話 079-446-3635

FAX 079-441-8019

ホームページ <http://www.kidsspace.jp/pc/>

E-Mail info@kidsspace.jp